

東かがわ市規則第26号

東かがわ市つばさ交流センター管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市つばさ交流センター管理運営規則の一部を改正する規則

東かがわ市つばさ交流センター管理運営規則（平成28年東かがわ市規則第26号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前								
<p>(使用料の減免) 第7条 略</p>	<p>(使用料の減免) 第7条 略</p>								
<p><u>2 条例第7条に規定する公益上その他特に必要があると認める場合及び減免する額は、別表第1のとおりとする。</u></p>									
<p>(使用料の還付) 第8条 <u>条例第8条ただし書の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東かがわ市つばさ交流センター使用料還付申請書（様式第3号）に第3条の規定により交付された許可書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。</u></p>	<p>(使用料の還付) 第8条 条例8条の規定により使用料の還付を受けようとする者は、東かがわ市つばさ交流センター使用料還付申請書（様式第3号）に第3条の規定により交付された許可書の写しを添えて、市長に提出しなければならない。</p>								
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>								
<p><u>3 条例第8条ただし書の規定により使用料を還付することができる要件及び還付率は、別表第2のとおりとする。</u></p>									
<p><u>別表第1（第7条関係）</u></p>									
<p>使用料を減免する使用区分及び減免する額</p>									
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="159 930 629 1018">使用区分</th> <th data-bbox="629 930 837 1018">施設使用料を減免する額</th> <th data-bbox="837 930 1050 1018">冷暖房使用料を減免する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="159 1018 629 1177">1 市又は市教育委員会が主催又は共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が利用する場合を含む。）</td> <td data-bbox="629 1018 837 1406" rowspan="3">全額免除</td> <td data-bbox="837 1018 1050 1406" rowspan="3">全額免除</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1177 629 1321">2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に利用する場合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="159 1321 629 1406">3 市内の認定こども園、小・中学校等が保育又は教育の一環として</td> </tr> </tbody> </table>	使用区分	施設使用料を減免する額	冷暖房使用料を減免する額	1 市又は市教育委員会が主催又は共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が利用する場合を含む。）	全額免除	全額免除	2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に利用する場合	3 市内の認定こども園、小・中学校等が保育又は教育の一環として	
使用区分	施設使用料を減免する額	冷暖房使用料を減免する額							
1 市又は市教育委員会が主催又は共催により利用する場合（法令、条例等に基づく附属機関等が利用する場合を含む。）	全額免除	全額免除							
2 市内に所在する団体が市の事業の推進又は行政活動を補完する事業等に利用する場合									
3 市内の認定こども園、小・中学校等が保育又は教育の一環として									

改正後			改正前		
利用する場合					
4 当該施設の管理者が管理業務のために施設を利用する場合					
5 市内に所在する団体が教育的見地から実施する青少年の育成活動に利用する場合					
6 市が関与し、又は運営を支援・助成する団体が利用する場合					
7 前各項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合					
8 市内に所在する団体が生涯学習、健康づくり及び地域福祉の推進の活動に利用する場合	半額免除	—			
9 前項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める場合					
別表第2（第8条関係）					
	要件		還付率		
1	利用者の責に帰さない事由によって利用することができないとき。		使用料の100%		
2	公益上又は市長の都合により利用の許可を取り消したとき。		使用料の100%		
3	利用日の30日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。		使用料の70%		
4	利用日の15日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。		使用料の50%		
5	利用日の5日前までに利用の取消しを申請し、市長が相当の事由があると認めるとき。		使用料の30%		

附 則

この規則は、令和9年4月1日から施行する。